

胆沢第二発電所の試験電力売電に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、岩手県企業局（以下「発注者」という。）が所有する胆沢第二発電所の試験電力を調達する買受人（以下「受注者」という。）への電力売電に適用する。

2 業務の内容

(1) 概要

発注者は、次の対象発電所（以下「本発電所」という。）において試験調整期間中に発電する電力のうち、本発電所内の消費電力の必要電力を除いた全て（以下「供給電力」という。）を受注者に売電するものとする。なお、供給電力は、本発電所の試験調整のため、断続的に運転・停止を繰り返す又は出力制限を実施する場合などに発生した電力が含まれるものである。

(2) 対象発電所

表 1 対象となる発電所

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	電圧 (kV)	周波数 (Hz)
胆沢第二発電所	奥州市胆沢若柳字 門ヶ城 6-1	6,800	66.0	50

固定価格買取制度による売電開始は令和 9 年 7 月 5 日（月）午前 0 時を予定しているが、以下の要因により、運転開始日が前後する可能性があるもの。

- ア 水圧鉄管更新工事において、不測の事態が発生し完成が遅れた場合
- イ 中東情勢の影響等により、資機材の調達が困難となった場合
- ウ 上記のほか、災害等、予見できない突発的な事象が発生した場合

(3) 試験電力供給期間

令和 9 年 6 月 21 日から令和 9 年 7 月 4 日まで（予定）
（発注者の都合により変更する場合がある。）

(4) 供給電力

- ア 電力供給期間の全てにおいて、供給電力を岩手県内へ全量供給するものとする。
- イ 予定している供給電力の量（以下「供給予定電力量」という。）を表 2 に示す。ただし、試験調整期間であるため、供給予定電力量を保証するものではない。

表 2 供給予定電力量（単位：kWh）

6 月 21 日～ 7 月 4 日	計
165,000	165,000

ウ 実際の供給電力量が供給予定電力量と比較して増減がある場合でも受注者はその全量を購入するものとする。

エ 発注者は、試験調整に係る運転停止・出力制限の時期について事前に受注者に通知することとし、通知方法等については、契約後、協議のうえ決定する。また、受注者の都合による運転停止・出力制限の内容の変更は原則として認めない。

(5) 発電の停止及び出力制限

発注者は、次の事由等により、発電を停止又は出力制限することができるものとする。なお、発注者は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。

- ア 試験調整による場合
- イ 発電所の施設、設備の故障
- ウ 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- エ 配電線の停止等に起因する一般送配電事業者からの要請
- オ 電力広域的運営推進機関の指示等
- カ その他保安上の必要がある場合

3 電力量料金

(1) 電力量料金の算定

受注者が発注者に支払う毎月の電力量料金は、原則として次の定める算定方法により算定した金額とする。当該月の供給電力量に契約単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$\text{電力量料金} = \text{当該月の供給電力量} \times \text{契約単価} + \text{消費税等相当額}$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力量料金の支払い

原則として、発注者は3(1)により算定した電力量料金を検針日の翌月の15日までに受注者に請求し、受注者は、検針日の翌月末日（以下「支払期日」という。）まで発注者に支払うものとする。なお、受注者は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、発注者に支払うものとする。

4 その他

(1) 一般送配電事業者との託送供給等の契約

受注者は、一般送配電事業者との発電量調整供給契約のほか、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る供給が遅滞なく行えるよう、速やかに受注者の負担で必要な契約を締結しなければならない。

(2) 毎月の供給電力量の計量等

毎月の供給電力量の計量は、一般送配電事業者の取引用計量器を介して受注者が行い、検針後、速やかに電力量を発注者へ通知するものとする。

受注者の希望により発電所内に設置した取引用計量器から通信線を設ける場合、あるいは計量器等を設ける場合は、事前に発注者の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、契約期間満了後又は必要がなくなった場合は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置・撤去及び維持等の一切の費用は全て受注者の負担とする。

(3) 契約期間満了時における引継事務

受注者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に発注者と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、受注者は、契約図書及び業務関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。

(5) インバランス対応

受注者がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画などの電力広域的運営推進機関への提出その他手続きすべては受注者が行うものとする。

(7) 非化石価値

本契約には、非化石価値を含むものとし、その価値は受注者に帰属するものとする。

5 胆沢第二発電所概要

(1) 諸元

ア 水力発電設備（奥州市胆沢若柳字門ヶ城6-1）

項 目	諸 元	備 考
定格出力（kW）×（台数）	6,800×1	
発電機	三相同期発電機	

イ 変電設備

項 目	諸 元	備 考
電圧（kV）	66.0	
周波数（Hz）	50.0	

(2) 試験調整期間

令和9年6月21日（月）

試験開始日

令和9年6月21日（月）～7月4日（日）

試験調整